# 海岸保全施設の整備について

#### 1 趣旨

- (1) 百数十年に一回の頻度で発生する防護レベル(L1)の津波や高潮の浸水から人命や財産を 守るため、胸壁、陸閘等の**海岸保全施設を整備**していきます。
- (2) 津波や高潮の浸水被害が広範囲で予測される大黒ふ頭において30年度から整備を進めます。
- (3) 整備に先立ち、海岸法に基づく海岸保全区域及び港湾法に基づく港湾隣接地域を指定します。

### 2 経緯

平成23年6月 国が津波対策の新しい考え方※を提示

25年3月 本市防災計画の改定

25 年度 浸水予測の実施

27年12月 国際・経済・港湾委員会へ海岸保全

基本計画(案)を説明

28年3月 基本計画に横浜市域を位置づけ

28 年度 大黒ふ頭の整備に向けた概略設計実施

29 年度 測量、地元説明会等の実施

#### ※津波対策の新しい考え方

防護レベル(L1)の津波

百数十年に一回程度の頻度で発生 し、人命・財産を守るため**施設整備 による対策**を進める

減災レベル(L2)の津波

数百年から千年に一回の頻度で発生し、人命を守るため**住民避難を軸 に対策**を進める

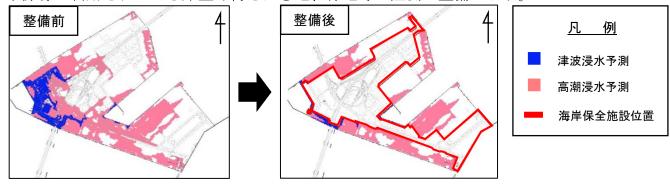
#### 3 大黒ふ頭において整備する理由

- (1) **L1津波浸水予測**でふ頭の東側を中心に**広範囲の被害が予測**されるとともに、**高潮浸水予測** で浸水深が1メートル以上2メートル未満と**市域の中で最も被害が大きくなっています。**
- (2) コンテナや完成自動車の輸出入のほか、冷蔵・冷凍貨物を扱う倉庫群が立地する**横浜港の一大物流拠点**であり、また首都高速湾岸線大黒ジャンクションなど、**幹線道路の結節点**として重要な機能を担っています。
- (3) **島式のふ頭**であり、津波や高潮に対しては、ふ頭内に**海岸保全施設により防護された堤内 地を確保**し、約4千人のふ頭内**就業者の安全を確保**する必要があります。

なお、今回の整備により公共ふ頭の津波対策が概ね完了します。

#### 4 整備位置及び効果

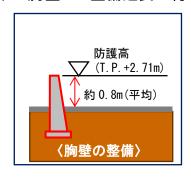
水際線が利用されている岸壁や荷さばき地、緑地等の陸側に整備します。

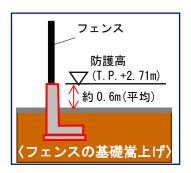


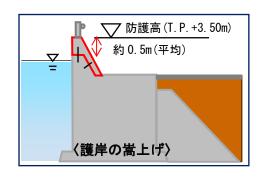
### 5 整備概要

地盤高が防護高に満たない箇所に胸壁及び陸閘を整備します。

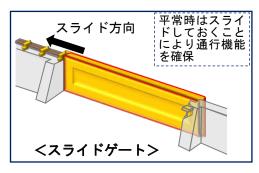
## (1) 胸壁 整備延長:約7㎞

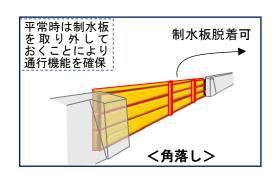






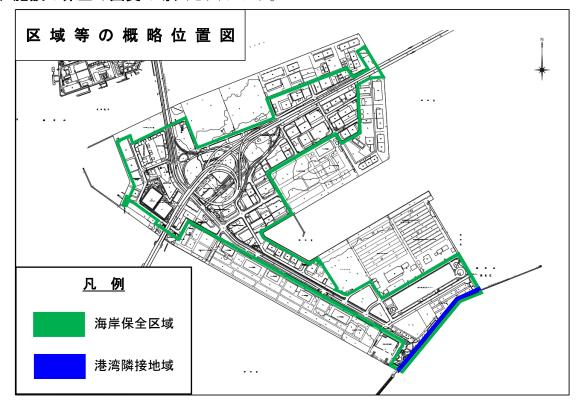
# (2) 陸閘 整備基数:約50基





## 6 海岸保全区域及び港湾隣接地域の指定

整備に先立ち、海岸法に基づく海岸保全区域、及び航行の安全確保に必要な箇所については港湾法に基づく港湾隣接地域を各々指定する必要があるため、指定手続きを進めます。これにより、施設の保全や国費の導入を図ります。



## 7 今後のスケジュール

平成30年1月 海岸保全区域及び港湾隣接地域の告示

4月 施設整備着手